

「水質汚濁防止法 第3条第3項の規定に基づき 排水基準を定める条例」が一部改正されました!!

1 上乗せ排水規制適用区域が拡大されます。

上乗せ排水規制区域が、6水域からこれらを包含拡大した1水域に改められます。

現行 「熊本都市圏水域」、「球磨川水域」、「八代地先水域」、「有明北部水域」、「菊池川水域」及び「白川・坪井川上流水域」の6水域に分けて設定されています。



改正後 「有明海及び八代海水域」の1つの水域として設定します。
「有明海及び八代海水域」とは、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域を指します。

現行の上乗せ排水基準適用区域

改正後の上乗せ排水基準適用区域



2 上乗せ排水基準が強化されます。

一日平均排水量50m³以上の工場又は事業場について、排水量に応じた新たな排水基準を設定します。

現行 「一日平均排水量50m³以上」で基準が設定されています。



改正後 「一日平均排水量50m³以上1,000m³未満」と「一日平均排水量1,000m³以上」に分けて、新たに基準を設定します。

① 「一日平均排水量50m³以上1,000m³未満」の工場又は事業場については、排水基準が見直されます。

(改正後) ●BOD又はCOD、SSの2項目を上乗せ排水規制項目とします。

※ 新しい排水基準を別表1にまとめています。

② 「一日平均排水量1,000m³以上」の工場又は事業場については、規制項目としてCODが追加されるとともに、新たにより厳しい排水基準が設定されます。

(改正後) ●海域、湖沼以外の公共用水域(河川等)に排水を排出する工場又は事業場に対しては、BODに加えCODを新たに規制項目として追加します。

(そのためBOD、COD、SSの3項目が上乗せ排水規制項目となります。)

●新たにより厳しい排水基準を設定します。

※ 新しい排水基準を別表2にまとめています。

3 上乗せ排水基準項目が見直されます。

県内一部水域で適用されていた「ノルマルヘキサン抽出物質含有量」と「フェノール類含有量」の2項目は廃止します。



4 加重平均による算定方式を廃止し、規制を強化します。

現行 既設の事業場における特定施設の新設等に伴う排水基準は、加重平均により算出される値を基準値としています。



改正後 加重平均による排水基準の特例を廃止します。

5 旅館業の収容定員による除外を廃止することにより、規制対象を拡大します。

現行 旅館業に係る事業場については、収容定員74人未満の事業場は除外されています。(収容定員74人以上の事業場のみが規制対象となっています。)



改正後 上乗せ排水基準の適用を、収容定員74人未満の旅館業を除外とした特例を廃止します。そのため、収容定員74人未満の旅館業に係る事業場についても規制対象となります。

6 平成20年4月1日から施行されます。

